

2025年度(第17回)スタンプラリーゴルフ大会

競 技 規 定

- 期 日 : 2025年10月23日(木)
- 会 場 : 第1会場・・・大館カントリークラブ・・・・・・定員160名
第2会場・・・秋田カントリー倶楽部・・・・・・定員160名
第3会場・・・秋田太平山カントリークラブ・・・・・・定員160名
第4会場・・・大仙市民ゴルフ倶楽部・・・・・・定員 80名
※上記から希望の会場を選択できる。
1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則と、この競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 10月23日(木)18ホール・ストロークプレー 新ペリア方式による。
*但し、委員会によって18ホールより少ない数が承認された場合を除く。
4. タイの決定 : 順位がタイの場合は 1) ハンディ上位者 2) 年令順 とする。
5. クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
溝とパンチマークの仕様:ローカルルールひな型G-2を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
適合球リスト:ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰:失格
6. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。
このローカルルールの違反の罰:「ローカルルールひな型H-1.1」を適用する。
7. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表を確認し署名した時点をもって終了したものとみなす。
8. 参加資格 : 4月1日以降、加盟倶楽部の4コースを達成した男子・女子アマチュアゴルファー。高校生以下の参加は認めない。 ※**県北・中央・県南のグループ枠がなくなりました**
- 注) 競技委員会は競技中を含めていつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことが出来る。なお、競技委員会は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合(ただし、これらに限らない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- ②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき。
9. 賞 : 優勝以下の賞は参加人数により決定する。
10. 参加申込み : 参加希望者は 所定の用紙により最寄りの加盟倶楽部、または秋田県ゴルフ連盟に4コース達成カードと参加費1,000円を添えて申込むこと。
申込を受けた加盟倶楽部は秋田県ゴルフ連盟に申込むこと。
11. 申込開始日 : 2025年6月1日(日)午前10時から申込を受け付ける。

12. 申込締切日 : **2025年10月6日(月)午後5時必着**
締切り後の申し込みは、理由の如何を問わず受理しない。
13. 参加料 : 1,000円 申込時に参加費を添えて申し込むこと。
(注) プレー代、食事代等は、参加者各自負担。(プレー代は会員扱い)
※ 申込締切後の参加取消しの場合、参加料は返金しない。
14. 練習期間 : 10月7日(火)～10月22日(水)までの平日とし、2回までの料金は会員扱いとする。
(但し、コンペは除く)
15. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、秋田県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
(1) 当該競技(以下「選手権」と称する)の参加資格の審査。
(2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、学生の場合学校名および学年)その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。
(3) この申込による参加者の個人情報とその選手権における競技結果の記録の保存並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
16. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込に際し、本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは秋田県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技者の肖像権(収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を秋田県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。

注 : グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

秋田県ゴルフ連盟競技委員会